

経済産業省

20230310保局第2号

電気設備の技術基準の解釈の一部を改正する規程を次のとおり定める。

令和5年3月20日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官



電気設備の技術基準の解釈の一部を改正する規程

電気設備の技術基準の解釈（20130215商局第4号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この規程は、令和5年3月20日から施行する。

電気設備の技術基準の解釈（20130215商局第4号）の一部を改正する規程
新旧対照表

[改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。]

改正案	現行
<p>目 次</p> <p>第1章～第4章 (略)</p> <p>第5章 電気使用場所の施設及び<u>小規模発電設備</u></p> <p>　第1節 電気使用場所の施設及び<u>小規模発電設備</u>の通則（第142条—第155条）</p> <p>　第2節・第3節 (略)</p> <p>　第4節 特殊機器等の施設（第181条—<u>第199条の2</u>）</p> <p>　第5節 <u>小規模発電設備</u>（第200条）</p> <p>第6章・第7章 (略)</p> <p>第8章 分散型電源の系統連系設備（第220条—<u>第234条</u>）</p> <p>別表</p>	<p>目 次</p> <p>第1章～第4章 (略)</p> <p>第5章 電気使用場所の施設及び<u>小出力発電設備</u></p> <p>　第1節 電気使用場所の施設及び<u>小出力発電設備</u>の通則（第142条—第155条）</p> <p>　第2節・第3節 (略)</p> <p>　第4節 特殊機器等の施設（第181条—<u>第199条</u>）</p> <p>　第5節 <u>小出力発電設備</u>（第200条）</p> <p>第6章・第7章 (略)</p> <p>第8章 分散型電源の系統連系設備（第220条—<u>第232条</u>）</p> <p>別表</p>
<p>【機械器具の金属製外箱等の接地】（省令第10条、第11条）</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2 機械器具が<u>小規模発電設備</u>である燃料電池発電設備である場合を除き、次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項の規定によらないことができる。</p> <p>　一～八 (略)</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>【機械器具の金属製外箱等の接地】（省令第10条、第11条）</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2 機械器具が<u>小出力発電設備</u>である燃料電池発電設備である場合を除き、次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項の規定によらないことができる。</p> <p>　一～八 (略)</p> <p>3・4 (略)</p>
<p>【サイバーセキュリティの確保】（省令第15条の2）</p> <p>第37条の2 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 自家用電気工作物（<u>発電事業の用に供するもの</u>及び<u>小規模事業用電気工作物を除く。</u>）に係る遠隔監視システム及び制御システムにおいては、「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン（内規）」（20220530保局第1号 令和4年6月10日）によること。</p>	<p>【サイバーセキュリティの確保】（省令第15条の2）</p> <p>第37条の2 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 自家用電気工作物（<u>発電事業の用に供するものを除く。</u>）に係る遠隔監視システム及び制御システムにおいては、「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン（内規）」（20220530保局第1号 令和4年6月10日）によること。</p>
<p>【地中電線路の施設】（省令第21条第2項、第47条）</p> <p>第120条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>【地中電線路の施設】（省令第21条第2項、第47条）</p> <p>第120条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

<p>4 地中電線路を直接埋設式により施設する場合は、次の各号によること。ただし、<u>一般用電気工作物又は小規模事業用電気工作物</u>が設置された需要場所及び私道以外に施設する地中電線路を日本電気技術規格委員会規格 JESC E6007(2021)「直接埋設式（砂巻き）による低圧地中電線の施設」の「3. 技術的規定」により施設する場合はこの限りでない。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>5～7 (略)</p>	<p>4 地中電線路を直接埋設式により施設する場合は、次の各号によること。ただし、<u>一般用電気工作物</u>が設置された需要場所及び私道以外に施設する地中電線路を日本電気技術規格委員会規格 JESC E6007(2021)「直接埋設式（砂巻き）による低圧地中電線の施設」の「3. 技術的規定」により施設する場合はこの限りでない。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>5～7 (略)</p>
<p>第5章 電気使用場所の施設及び<u>小規模発電設備</u></p> <p>第1節 電気使用場所の施設及び<u>小規模発電設備</u>の通則</p>	<p>第5章 電気使用場所の施設及び<u>小出力発電設備</u></p> <p>第1節 電気使用場所の施設及び<u>小出力発電設備</u>の通則</p>
<p>【電気使用場所の施設及び<u>小規模発電設備</u>に係る用語の定義】 (省令第1条)</p> <p>第142条 (略)</p>	<p>【電気使用場所の施設及び<u>小出力発電設備</u>に係る用語の定義】 (省令第1条)</p> <p>第142条 (略)</p>
<p>【電気自動車等から電気を供給するための設備等の施設】 (省令第4条、第7条、第44条第1項、第56条第1項、第57条第1項、第59条第1項、第63条第1項)</p> <p>第199条の2 (略)</p>	<p>【電気自動車等から電気を供給するための設備等の施設】 (省令第4条、第7条、第44条第1項、第56条第1項、第57条第1項、第59条第1項、第63条第1項)</p> <p>第199条の2 (略)</p>
<p>2 一般用電気工作物又は小規模事業用電気工作物が設置された需要場所において、電気自動車等を充電する場合の電路は、次の各号により施設すること。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>2 一般用電気工作物が設置された需要場所において、電気自動車等を充電する場合の電路は、次の各号により施設すること。</p> <p>一・二 (略)</p>
<p>第5節 小規模発電設備</p>	<p>第5節 小出力発電設備</p>
<p>【小規模発電設備の施設】 (省令第4条、第15条、第59条第1項)</p> <p>第200条 小規模発電設備である燃料電池発電設備は、次の各号によること。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>【小出力発電設備の施設】 (省令第4条、第15条、第59条第1項)</p> <p>第200条 小出力発電設備である燃料電池発電設備は、次の各号によること。</p> <p>一・二 (略)</p>
<p>2 小規模発電設備である太陽電池発電設備は、次の各号により施設すること。</p> <p>一 (略)</p>	<p>2 小出力発電設備である太陽電池発電設備は、次の各号により施設すること。</p> <p>一 (略)</p>
<p>【分散型電源の系統連系設備に係る用語の定義】 (省令第1条)</p> <p>第220条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 分散型電源 電気事業法（昭和39年法律第170号）第38条第4項第一号、第三号、又は第五号に掲げる事業を営む者以外の者が接地する発電設備等であつ</p>	<p>【分散型電源の系統連系設備に係る用語の定義】 (省令第1条)</p> <p>第220条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 分散型電源 電気事業法（昭和39年法律第170号）第38条第3項第一号、第三号、又は第五号に掲げる事業を営む者以外の者が接地する発電設備等であつ</p>

<p>て、一般送配電事業者若しくは配電事業者が運用する電力系統又は第十四号に定める地域独立系統に連系するもの</p> <p>三～十八 (略)</p>	<p>て、一般送配電事業者若しくは配電事業者が運用する電力系統又は第十四号に定める地域独立系統に連系するもの</p> <p>三～十八 (略)</p>
<p>【低圧連系時の系統連系用保護装置】（省令第14条、第15条、第20条、第44条第1項）</p> <p>第227条 (略)</p> <p>2 <u>一般用電気工作物又は小規模事業用電気工作物</u>において自立運転を行う場合は、2箇所の機械的開閉箇所を開放することにより、分散型電源を解列した状態で行うとともに、連系復帰時の非同期投入を防止する装置を施設すること。ただし、逆変換装置を用いて連系する場合において、次の各号の全てを防止する装置を施設する場合は、機械的開閉箇所を1箇所とすることができます。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>【低圧連系時の系統連系用保護装置】（省令第14条、第15条、第20条、第44条第1項）</p> <p>第227条 (略)</p> <p>2 <u>一般用電気工作物</u>において自立運転を行う場合は、2箇所の機械的開閉箇所を開放することにより、分散型電源を解列した状態で行うとともに、連系復帰時の非同期投入を防止する装置を施設すること。ただし、逆変換装置を用いて連系する場合において、次の各号の全てを防止する装置を施設する場合は、機械的開閉箇所を1箇所とすることができます。</p> <p>一・二 (略)</p>